

地域商店街活性化法の概要

(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律)

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める試みを支援することにより、地域と一緒にしたコミュニティづくりを促進し、商店街を活性化。また、商店街を担う人材対策を強化。

1. 法の趣旨

○ソフト事業も含めた商店街活動への支援を強化
(取組事例)

地域への貢献:高齢者・子育て支援、宅配サービス
地域の魅力発信:地域イベント、商店街ブランド開発

○地域のニーズに沿った空き店舗利用を支援

○商店街の意欲ある人材を育成・確保

○関係省庁・地方公共団体と連携した支援

3. 認定スキーム

商店街の組合

①商店街活性化事業計画を策定し、認定を申請

※沖縄では経済産業部

③地元自治体の意見を踏まえ、申請計画を認定

各プロックの
経済産業局

②申請計画について地元
自治体から意見聴取

都道府県・市町村

2. 支援策の内容

《資金・税制支援を抜本的に拡充》

★補助金:23年度予算 20億円 補助率最大2/3

★税制措置:土地等譲渡所得の1,500万円特別控除
商店街内の遊休土地の譲渡を促進(空き店舗対策)

★融資関連:市町村による高度化融資の新設、小規模企業設備導入無利子貸付(貸付割合1/2→2/3)

地域活性化に取り組む商店街の事例

【三条中央商店街振興組合（新潟県三条市）】

商店街の不足業種であった食料品販売店を、空き店舗を活用して設置とともに、商品を自宅へ宅配するサービスを実施。併せて、高齢者の「お休み処」や「子育てよろず相談所」を開設して活性化を図る。

【健軍商店街振興組合（熊本県熊本市）】

地域の高齢者率が高いことを踏まえ、福祉・健康情報の提供と健康相談等を実施するため、空き店舗を活用した街なか図書室、世代間交流のできるサロンの設置を行う。併せて、商店街ブランド創出に向けた「健康ブランド商品の開発」等による医商連携による活性化を図る。